

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する 検討会（第10回） 議事録

日 時：令和5年9月29日（金）9時58分～11時36分

場 所：合同庁舎第8号館6階623会議室

開会

1. 視察報告
2. 展示基本構想骨子の検討
3. その他

閉会

（出席者）

田中座長、井上委員、川口委員、川島委員、伏木委員
笹川総合政策推進室長、原大臣官房審議官、坂本大臣官房公文書管理課長
鎌田国立公文書館長、山谷国立公文書館理事、中島国立公文書館統括公文書
専門官

○田中座長 おはようございます。定刻になりましたので、第10回「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」を開会します。前回から3か月ぶりの開催ということで、この間、各委員の皆様には海外視察などをしていただきました。

今日は委員全員に出席していただいております。それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、議題1「視察報告」につきまして、まず、英仏につきまして、内閣府から概要の報告をお願いいたします。

○坂本課長 それでは、事務局からイギリス、フランスの視察の報告をさせていただきます。

7月4日にイギリスのロンドン郊外にある国立公文書館を、それから、6日と7日にフランスのパリの国立公文書館本館と主に保管庫として利用されておりますピエールフィット館を訪問いたしました。川口委員と伏木委員に御参加をいただいております。

3ページ、イギリスの国立公文書館は、設置が古く1838年ということでございますが、現在の建物は本館が1978年に建設されたということでございます。3ポツ目でございますけれども、1000年以上前からの王室記録や政府機関文書を広く保管しており、非常に大規模なコレクションを有しているということでございます。

4ページ、国立公文書館の理念や目標などがございますけれども、①のところがございますが、公文書館はより多くの市民に関わり、訪れてもらうことを重要な使命としており、②の1つ目のポツでございますけれども、2030年までに年間の利用者数を、研究者などの閲覧利用以外の一般利用の数でございますが、20万人にすることを目標にしているということでございました。

そして、③のところ、数年前から段階的に施設のリニューアルを行っているそうでございます。例えば1階のパブリックスペースを充実させて、オープンアクセスのスペースを広くしたり、あるいは来館者が訪れやすいように居心地のよい空間づくりを進めているということでございます。また、展示室も現在1室でございますけれども、これを2室にしようとしているということでございますが、ただし、予算規模が大きいので、政府予算以外の寄附で調達できた段階で実施をしていくということでございました。

5ページ、国立公文書館における展示の方針や、展示手法について伺ってまいりました。①の今後の方向性でございますが、先ほど申し上げましたように、人々の関心を引いて訪れてもらう、多様な利用者に訴求をすることを目的に、例えばデジタルを使ったり、VRを使ったりといったことも含めて検討し、没入型体験のできる展示を行ったり、あるいは著名なアーティストとのコラボレーションをしたり、著名な映画などスター作品の展示を行ったりすることを計画しているということでございました。

③のところでございますが、シンボル展示については、イギリスの場合は常設展示を設けていないということでございます。これは保存上の理由からではなくて、人々の関心を引いて訪れてもらうためには、企画展で展示の内容を常に更新していくことが重要だと考えているからだという説明がございました。最後のポツでございますけれども、国立公文

書館には、シンボルとなるコレクションとして「ドゥームズデー・ブック」、これはイギリス人ならば誰でも知っているという説明がありましたけれども、そうしたものがあつたり、あるいはマグナカルタなどもございますが、これらは特別な書庫で保存していて、オリジナルを展示することはほとんどないということでもございました。マグナカルタにつきましては、原本や写しが何点か存在し、前回検討会でのアメリカ視察の御報告の際に、NARAでは常設展示室の入り口の目立つところに展示してあったことを御報告いたしました。イギリスの場合は、所有しているけれども展示は通常はしていないということで、両国で非常に対照的な扱いになっていると感じたところでございます。

6 ページから、実際の展示についてでございます。まず、常設展示は無いということで御説明いたしましたけれども、オープンスペースで決まった展示が幾つかされておりました。①の「キャビネット・テーブル」の展示がございました。これは「記録が生まれる場所」の象徴として置かれ、政治や行政に関連する人々を紹介する解説がされているというものでございまして、訪問したときには女性閣僚の紹介や関連する公文書の複製が展示されておりました。

また、②の「ストーリーズ・アンボックスド」という展示がございました。こちらは重要な公文書や時節、記念事業などに関する公文書を「今月のドキュメント」という形で取り上げて、月替わりで展示をしているということでもございまして、陳腐化しないような工夫がされているということかと思えます。

7 ページ、企画展についてでございます。企画展示室で入替えて実施されておりますけれども、我々が訪問した夏休み期間には、ファミリーや子供をターゲットとした「発明」をテーマとする展示が行われておりました。「スピリット・オブ・インベンション」と銘打ってございましたけれども、19世紀の商務庁のデザイン台帳をシンボルとなる公文書としておりました。

右側でございますが、大きな本で装飾的にも美しいようなものを取り上げて、これを掘り下げる形で展示がございました。デザイン台帳に様々掲載されております当時の発明を現代にやったらどうなったかという展示をしたり、関連する商品などを展示したり、掲載されている技術の紹介を行ったりと来館者や子供に関心を持ってもらう展示がされておりました。下の写真の真ん中にもございますように、公文書自体はこのシンボルとなる台帳だけでございまして、ほかは全てモノの展示あるいは映像・グラフィックなどの解説で展示室が構成されておりました。

3 つ目のポツにもございますように、企画の段階から小学生に参加をしてもらっていて、例えばデザイン台帳を見せて、発明を抽出させたり、あるいは実際の発明家にインタビューをして動画を撮るといったことを行ったということでもございました。こうして見ると、公文書の展示というよりは、公文書の面白さを知ってもらう、関心を持ってもらうために、一つの文書を掘り下げて博物館のような展示を行っているという印象を受けたところでございます。

最後に8ページから9ページ、学習プログラムについても簡潔に御紹介をさせていただきます。イギリスの国立公文書館では、①の2つ目のポツにございますけれども、展示をベースとした企画展に合わせたイベントやワークショップと、学習指導要領に基づいて、関連する教科のカリキュラムを補完する形で実施をする、そういう2つのプログラムがあるということでございます。

1つ目のポツ、2022年度はオンラインとオンサイト合わせて約2万人が利用したということですが、さらに2030年までにオンラインで2万人、オンサイトで2万人、アウトリーチで2万人とすることを目標としているという説明がございました。

また、②と③にございますけれども、教員向けの研修プログラム、あるいは教員が文書について授業で取り上げるための解説のページや、そのガイドなどがオンラインで多数用意されているということでございます。

9ページ、学習に関連するスペースを紹介しております。①にございますように、最近、先述のリニューアル計画の中で6月に新たに「ラーニングセンター」がオープンされていて、動画などの配信もできるような施設ということでございます。右側の写真にございますように、学校団体などが使いやすいようなスペースも新たに置いたということでございます。②にございますように、一般の閲覧室と隣接して学校団体向けのスペースが確保されておりまして、カーテンを開けると閲覧室につながったような気分になって子供も活動ができるということでございます。③にありますけれども、同じくリニューアルの中で講堂が置かれていて、これも人々に開放しているということでございます。こうしたことから、子供や地元の人々などに来てもらう、親しんでもらうことを重視したリニューアルが行われていることを感じたところでございます。

続いて10ページから、フランスでございますが、フランスも歴史は古く、国立公文書館自体は1790年に設立されております。現在、右の上の写真にあります、パリの本館は1808年に公文書館として使用されるようになったということございまして、昔の貴族の邸宅で、博物館のような装いになっているものでございます。

もう一つ、下の写真にございますが、主に保管庫としてフランス革命以降の公文書を保存しているピエールフィット館がございまして、こちらは想定より早く飽和状態になっているということで、すぐ隣地に、新たに保管庫として新館を建設予定であり、2027年にオープンする予定といったお話がございました。

12ページから、実際の展示についてでございます。主な展示はパリ館で行われており、視察をさせていただきました。フランスの公文書館では常設展示と企画展示がございまして、役割が明確に分けられておりました。12ページの常設展示でございますが、こちらでは記録、公文書とはどのようなものかについて、一般向けの展示をしているということございまして、公文書の素材や保存の方法等について、公文書のレプリカやモノの資料を交えて解説をしているということでございます。この常設展示では、歴史を掘り下げて扱うことはしないということございまして、それは企画展示の方で行うということござ

います。

13ページ、「ミニ企画展示」とタイトルを付しておりますけれども、スペースとしては常設展示につながる場所にございました。テーマに沿った公文書を一定期間展示するスペースとなっており、我々が訪問したときには「死刑の廃止」をテーマにしておりましてけれども、過去には、「奴隷廃止」や「女性参政権」など取り上げたことがあるということでございました。展示する公文書は、来館者からアンケートを取って決めていくということでございまして、訪問したときには次回の展示テーマを「注目すべき公文書」と銘打って、館内でアンケートを実施しておりました。右下にございますが、いろいろな公文書を挙げて、その中であなたが見たいものはどれですかとアンケートを取って、最終的に4つを選んで展示をするといったコーナーにしているということでございます。

14ページ、パリ本館の企画展示でございます。企画展では、一般の人々が興味を持ちそうなものを取り上げたり、新しい文書が収集されたときに公表したり、あるいは時事問題を取り上げたり、そういったタイミングでテーマを取り上げているということでございます。文書をベースとして歴史を解説し学んでもらうことを目指しているということでございます。

2つ目のポツにございますが、訪問したときにはルイ16世とマリー・アントワネットをテーマとした企画展を行っておりました。フランス革命の頃にパリに幽閉されていたマリー・アントワネットがフェルセン伯爵と交換していた書簡が国立公文書館に收容されていますが、一部黒塗りになった部分があるそうですけれども、数年前に現代の技術で解読に成功したということで、それを契機に企画を立てたということでございました。こうした展示を通じて、絶対王政から立憲王政、王政の廃止へとといった歴史の流れを理解してもらうことを最終的な目標にしているとの説明がありました。

3つ目のポツにございますけれども、企画展ではストーリーテリングを重視して、映画のようなシナリオを立てて展示を構成する、また、文書以外の借用資料も使用して展示構成を行うということで、展示資料のうち5割ぐらいが所蔵資料、残りは借用した実物資料ということでございました。下の左側の写真にありますように、公文書と実物を組み合わせた展示がされており、左側の扉の奥の方で部屋の壁の色が違っているのが見えますけれども、コーナーごとに空間の雰囲気を変化させるといった博物館、美術館のような展示がされておりまして。

4つ目のポツにございますけれども、展示の内容自体は国立公文書館で決めますが、展示を具体化する際には外部の専門家に協力を依頼したり、あるいはインテリアデザイナー、建築家などにも発注をするということでございまして、すなわち企画は国立公文書館が行うけれども、実施は外部専門家によりあるいは外注で実施をするということでございます。

最後のポツにございますが、企画からオープンまで2～3年かけて、延べ100人から150人が関わり、予算的にも国立公文書館のスタッフの給与などを除いて5000万円ぐらいかけているということでございまして、一つの大きなプロジェクトのような形で企画、運営を

しているということでした。

15ページ、ピエールフィット館は保管庫の機能が中心でございますけれども、教育関係部門が置かれて、教育活動が行われておりました。国立公文書館では公文書を活用した教育活動を行っていて、1980年代ぐらいからはワークショップの形を中心に実施をしているということでございます。

2つ目のポツにございますが、フランスの場合、義務教育年齢が3歳からということで、幼い子供では3歳から大学生までを受け入れて、ワークショップなどを実施している。子供向けとしましては、公文書の素材に触れたり、花文字を書き写す、印章をつくるなど、工夫をしてプログラムを行っているということでした。

また、3つ目のポツにございますけれども、小学校の過程では教育省のナショナルカリキュラムに基づいて企画をしているということでございます。

下から2つ目でございますけれども、2022年は3歳から大学生までで約1万1500人を受け入れ、過去10年間で合計20万人を受け入れているということで、大規模に教育プログラムを実施しているということでした。

以上、少し長くなりましたけれども、今回2か国を訪問いたしまして、前回御報告をしたアメリカのNARAとはかなり違う展示を見たと思っております。アメリカでは個人の権利や、民主主義といった理念をうたって、また、シンボル展示で来館者を集めるといった手法が取られていたと思います。今回の両国では、国の歴史は長く大量の貴重な公文書を持っておりまして、それを目玉にして訪問者を集めるやり方ではなくて、企画展で様々なストーリーを語って市民に公文書に親んでもらう、市民に自然な形で公文書や公文書館に関心を持ってもらう、接してもらうといったことを重視した展示が行われていると感じたところでございます。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、英仏の視察に御参加いただきました川口委員、伏木委員からも御感想、御見解をお願いできますでしょうか。

最初に、川口委員からお願いいたします。

○川口委員 イギリスとフランスのアーカイブスを視察いたしました。視察の時系列とは逆になるのですが、何と云っても近代的なアーカイブス制度が設立された本家本元のフランスの国立公文書館から大きな印象を受けましたので、そちらからお話しさせていただきます。

まず、名称なのですが、資料にありますとおり、民間の記録も含めて収集されているということで、公文書とともに歴史的に重要な記録を集めるというのが同館の役割であるということです。したがって、公文書館というよりは、本来は国立文書館ということなのではと思っている次第でございます。

その設立の背景なのですが、お話にあったように、フランス革命の結果としてで

きたということで、つまり、旧体制、アンシャン・レジームに対して市民が国で何が行われているかをチェックする、それを可能にするということが、アーカイブス設置の理由であったということなので、はっきり単に何かを保管する、保存するためにつくられたのではない、そうではなく、市民のための文書公開が使命だったと御説明の方はおっしゃっていました。そういった精神は今も変わらずに続いていて、いかに文書へのアクセスを確保するかという点に強い関心があるというお話でしたので、まさにネーションのアーカイブ、ナショナルアーカイブスが何かを本当に考えさせられる場だと強く思いました。

また、フランス革命に由来するということが、それが一つの重要なテーマ、私たちの会議ではキラーコンテンツという呼び方をされていると思いますが、重要なテーマであるということのようで、企画展では先ほどのお話にあった、フランス革命のことがテーマとして掲げられていたわけです。単に政治の話や革命の話だけではなく、例えば展示の冒頭に貴族たちがどのような暮らしぶりだったか、家具や調度品を持ってきてみたり、そういう社会や文化などを含めて時代の雰囲気を出そうという迫力のある展示だったと思います。我が国の国立公文書館もコレクションとしては非常に古く、内閣文庫には、江戸幕府にも遡る歴史があるわけで、そういう歴史文化的な側面も取り入れて、もっと展示に花を添えていくことが可能なのではと思った次第です。

今回の視察のある種のハイライトだったのが、書庫の見学でした。グラン・デポというので、有名なものかもしれないですが、私は初めて行きました、木製の書架が高い天井まで備えられているような、そこにびっしりと資料が詰まっていて、それが何部屋もつながっていて、廊下がずっと長く延びていて、左手に部屋がずらっと延々と並んでいる、そういう場所でした。資料といっても、綴じられたドキュメントなので、それらが本の形をしているのです。だから、古い図書館を見るという、そのような雰囲気、それがもともと貴族の館であることもあって、そういう荘厳な空間をわざとつくっている、見る人に歴史の蓄積やそれに対する畏怖のようなものを与える、そういう演出を持った空間をあえてつくっていて、それは貴族の館にもともとあるのではなく、19世紀半ばにつくったそうですけれども、フランス革命後にそういう空間をつくり、それはその空間をつくった当初から一般の人に開放する、そういう空間を見せることが目的だったそうです。ただ、今は残念ながら普段公開はされていなくて、特別な日、文化財の日、博物館の日などに開放しているということなので、これは本当に一見の価値があると思っています。ヨーロッパの歴史ある図書館の大閲覧室と同じような理屈で、文化や歴史というものが何なのかを雄弁に物語るような感じというのでしょうか。現地に行って、見て、感じて、空間を体験して、やっと得るものがある。その部分がすごく強く印象に残っています。

話が違って、職員についてなのですが、フランスではアーキビストがいわゆるコンセルヴァトゥールであるという説明を受けました。コンセルヴァトゥールというのは、フランスの国家資格で、資格を出しているのが文化省の管轄の組織であるということです。国立文化遺産学院というそうですけれども、それが文化省の管轄にあって、コンセルヴァ

トゥールの資格を出している。私は博物館の人間なので、キュレーターと言わずに、フランスではコンセルヴァトゥールと言っている、その同じ資格で、その中で古文書や文化遺産など専門性に分かれているそうですけれども、いずれにせよ極めて社会的な地位が高い。非常に学術的に高い訓練を受けた方たちがアーキビストを務めているといったことだそうです。したがって、展示担当者の方も、歴史はもちろんのことですけれども、展示といったことに関しても幅広い素養を持っているような方たちがそろっているようで、そのコンセルヴァトゥールを中心にして、しかも、それに外部の各方面の専門家も集まって共同で大勢の方たちと事に当たっているというので、その辺の層の厚みというか、そういうものも感じました。

イギリスについては、フランスのそういう国立文書館に見られたような歴史的な厚みや重みは、恐らく見栄えという点では大英博物館や大英図書館に譲ってしまっている印象を受けました。もちろん歴史的には古いし、資料もあるけれども、ロケーションといい、建物といい、歴史の担い手というプレゼンテーションは、もしかすると国立文書館よりも大英博物館、大英図書館のほうが親しまれているというか、知られている、役割を担っているということがあるのかという印象は持ちました。

それでも人はちゃんとされていて、近年の様々な分野で注目されているような一般の方々のエンゲージメント、パーティシパーションといった、御説明にあったような参加ですが、そういう促進をするという課題に積極的に向き合っているのだということ力を強く説明されていました。御説明でも丁寧にされていたと思うのですけれども、ラーニングスペースの確保という点にすごく力が入っているということも思いました。展示に関しても、ギャラリーは昔からあったけれども、一般の来館者も重要だと自分たちもマインドをチェンジしているので、ここ数年の間に精力的に変更しているということです。それを実現するために、他の文化機関、王宮関係のヒストリック・ロイヤル・パレス、それから、ロンドン博物館といったところと人事交流、提携したりということをやっているといったお話でした。

今回アメリカ、カナダ、イギリス、フランスと4か所のナショナルアーカイブスを視察させていただいたのですけれども、改めて現地を訪れて体験する、あるいは職員の方たちと話をすることの重要性を感じました。行かないと分からないことはたくさんあると思います。ですから、展示のための視察という枠組みは今年度で終了と承知しておりますけれども、今後も各国の重要なアーカイブス、ナショナルアーカイブスについては、ぜひ内閣府の御担当の方や国立公文書館の方たちを含めて現地を訪れて、見識を深めて、他国が何をしているのかを押さえていく必要があるのだと思いますので、今後も継続を御検討いただければと思っています。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。では、伏木委員、お願いします。

○伏木委員 このたびは貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。

これまでの坂本課長の御説明と川口委員のお話で要点は網羅されているのですが、重複しない範囲で私から感想を含めてお話しさせていただきたいと思います。

今の川口委員の最後のお話にあるように、現地に行くことの貴重な体験といえますか、そこに行かないと分からないような感覚は私も随分感じました。

まず、イギリスからですけれども、とにかく歴史を感じまして、鳥肌が立つような思いをいたしました。特にマグナカルタがここに入っているなどと言われて、ぞくぞくしました。ただ、中には入れませんでした。

それから、私は教育や展示など子供たちが学校教育の活動でどうアクセスするかみたいなところが求められていると思いましたので、そのような観点を中心に見ていました。イギリスの国立公文書館の企画展で驚いたのは、文書という枠を超えた展示になっていること、その文書をめぐってどのようにそのスペースの中で文書の具体物や立体物、映像、それを組み合わせると、そこに来たユーザーがより親しみやすいのか、理解しやすいのかということが工夫されており、企画のコンセプトにつながっているのだということを印象強く感じました。

それから、国立公文書館の教員研修プログラムがあるということに興味を持ちました。ぜひ教員向けの研修プログラムみたいなものを工夫して、多忙化がひどい日本の学校の先生たちですけれども、オンライン教材にしてもよいので、プログラムの作り方はヒントになるかと思いました。

それから、ラーニングスペースがすごく印象深く、9ページの②ですね。この円形のスペースでしたけれども、カーテンを開けると、来館して公文書や古文書等を丁寧にリサーチしている人々の姿が見えるわけですね。そこに自分も一緒に来ているかのような臨場感といえますか、これはすごくいいアイデアだと思って、何とかこういう仕組みを取り入れられたらいいなと思った場所でした。

フランスに移りますけれども、ピエールフィット館もとても歴史を感じましたが、パリ館では展示する公文書を来館者からアンケートを取るという仕組みですね。これがユーザー、一般の人に与えるメッセージがあると思って、そのアンケートをもとにニーズを取り入れて企画展をやるのだというその構え、そういう発想も参考になるかと感じました。

フランスの学習プログラムは、ピエールフィット館で実施されていましたが、小学校のナショナルカリキュラムに基づいて企画するというので、日本の小中学校の学習指導要領には国立公文書館という言葉が出てこないのですね。これはうまいこと次の学習指導要領に盛り込んでどうか。リサーチの方法はこれからデジタル化していくので、リソースを求める一環として国立公文書館のサイトにアクセスしていただけるように、今は博物館や図書館という言葉は出てくるのですけれども、公文書館という言葉が出てくるようなロビー活動が必要かと感じました。

このイギリス、フランスを通して幾つか感想を持ちました。まず、公文書館は歴史の内容、展示の内容、方法を、政府の政策決定の根拠にもなることを意識したり、また、政府

のやってきたことに対するアカウンタビリティを重視していたりするわけですが、日本を出ている研究論文などを読んで調べてみると、政権から独立しているとはまでは言えないけれども、政治決定に対してかなり積極的に関与しているというか、アプローチしている部分があるようで、それが我が国の仕組みの中でどうかというのはありますけれども、そのような単なる資料収集活動ではないところがイギリス、フランスともに強いように感じました。

先ほど申しあげましたように、学習指導要領に「公文書館」という文言が盛り込まれていることが決定的に重要だったと思うのです。我が国もそれを参考にしつつ、学習指導要領に基づいた教科書が令和6年度から小学校の新しい版の使用が始まり、7年度は中学校、高校はその翌年ということで順繰りに使用されていくのですが、令和6年度、7年度から新しい次の教科書の改訂版の編集作業が始まるのですね。遅くとも7年度までの間にデジタル教科書に今度は半分ぐらいが移っていくといううわさなのですが、そこに向けて国立公文書館のリソースを、社会科や、国語、美術、かなり貴重な財産をお持ちなので、こういうことがデジタル教科書ともリンクしやすいようないろいろな仕掛けをしていく。例えば前回も申しあげましたけれども、教科書会社の編集メンバーを集めた説明会、ワークショップのようなものを積極的にやったり、独立行政法人教職員支援機構というところがあって、全国の教職員が研修として集められたり、地域センターに行って学んだりする場所なのですが、そういったところでの講座を設けて、国立公文書館はこんなに有益で、こんなリソースがあるのだ、こんな使い方があるのだみたいな、そういう講座などを新規開発するアイデアもあるかと思っています。

それから、重要だと思ったことはもう一つ、このアーキビストの養成ですね。イギリスの例でいうと、アーキビストとレコードマネジャーは、昔は別物の専門家だったようですが、今はそれが一体化していて、それが共に求められている。このアーキビスト、レコードマネジャーは、法律的なものや社会的な環境の変化、技術の変化によって、アーキビストに求められる内容、レコードマネジャーに求められる知識が随分変わってきているので、こういう人たちの養成する新たなカリキュラムや専門的な素養を、国立公文書館から文部科学省やいろいろなところに提言することも必要だろうという感じがしています。このアーキビストの養成も同時に力を入れていく仕掛けが求められるかということを感じています。

以上、補足のような形でお話しさせていただきました。

○田中座長 ありがとうございます。

今、話がありましたので、鎌田館長に御発言をお願いしたいと思います。

○鎌田館長 ただいまの御発言に関連することだけ補足をさせていただきますと、高等学校に関しましては、平成30年告示の新学習指導要領の中に「年表や地図、その他の資料を積極的に活用し、文化遺産、博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりする」ということで、公文書館が指導要領の中に取り上げられています。小学校、中学校

については、まだこれからということになるかと思えます。

それから、教員向けの取組につきましては、かつて教員等を対象とする講習会も何回か開催させていただきましたが、現在は東京都教職員研修センターの研修の中で教材開発に資するため資料解説等を行っておりますけれども、伏木先生のおっしゃったような形で、教員向けにいろいろな教育手法を提示するだけでなく、むしろ教育現場から教えてもらわなくてはいけないこともたくさんあるので、講座の実現等を試みていきたいと思えます。

アーキビストの養成に関しましては、「アーキビストの職務基準書」がアーキビストの備えるべき知識・技能の標準になっているのですけれども、これに基づいてアーキビスト認証を発足させました。その認証を受けるための一つの教育課程として、大学院修士課程でのアーキビスト養成プログラムが現在は7大学院で運用され、それ以外に国文学研究資料館や国立公文書館においても研修による養成を行っており、アーキビストとしての素養を高めていくことに努力しているところであります。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

続きまして、台湾視察につきまして、内閣府から概要の報告をお願いいたします。

○原審議官 では、台湾の視察について、簡単にポイントを説明させていただきます。

台湾では、公文書を有している施設を3か所、歴史的な文物を有している施設を3か所訪問しております。

3 ページ、国家発展委員会国家檔案管理局でございます。こちらは日本でいうところの公文書管理課と公文書館を合わせたような機関になっておりまして、現在は合同庁舎の中にあつて、展示スペースも合同庁舎の1階ということでございましたけれども、2025年に国家檔案館という新しい施設を建設中ということで、我々と同じようなステージにあるのかと思っております。

4 ページ、合同庁舎1階にある現在の展示スペースで行われている企画展示を視察しております。訪問した際には、製塩業をテーマとして企画展を開催中でありましたけれども、檔案そのものの展示からモノを活用した展示に大きく切り替わっておりまして、展示されている檔案は3点のみということが非常に印象的でありました。

5 ページ、新しい施設である国家檔案館、そのイメージでございますが、開発方針として、国家の記憶の完全なアーカイブ、最も権威ある研究センター、誰もが必ず訪れる研究センター、記録保存のための技術研究開発センターという4つの方針を掲げておりまして、その新しい展示の考え方、ARや没入体験の提供など、大変参考になると考えております。

続きまして、7 ページ、国史館でございます。国史館は総統府に直属する歴史の研究、編さんを行う機関であり、檔案管理局が設立される以前の多くの檔案を有しているというところでございます。

8 ページ、訪問した際には選挙の歴史、選挙をテーマにした企画展が行われておりました。写真にありますように、戒厳令の時代の展示室は壁面を黒い色で統一しておりまして、

一方で、自由選挙の時代の展示室は明るい雰囲気とするといったビジュアルを非常に意識したつくりになっているのが印象的でした。ここでも先ほどの檔案館と同様に、モノを活用した展示となっているのが印象的でした。

10ページが中央研究院近代史研究所檔案館でございます。こちらにも国史館と同様に、檔案管理局が設立される以前の外交部と經濟部の多くの檔案を有している機関になります。こちらは、研究機関であるために、その研究者をサポートすることが第一義であり、展示室は大きく備えているわけではございませんけれども、写真にありますように、廊下にパネルが飾られておりまして、写真が大きく使われているのが印象的でした。

続きまして、檔案ではなく文物を保管しているところでございます。

13ページ、故宮博物院でございます。こちらは非常に大量の文物を収蔵しているところでございますけれども、それらを陳列するだけでなく、デジタルによって体験展示するなど、最新のデジタルの活用が非常に印象的でした。左下の写真にありますように、訪問した際には四季をテーマとした没入型のデジタル展示が行われておりましたけれども、非常に多くの方が見入っている状況でございました。

14ページ、順益台湾原住民博物館と二二八国家紀念館について載せておりますけれども、この順益台湾原住民博物館では、写真にありますように、例えば原住民の住居を再現し、解説映像や演出映像を組み合わせた展示が行われております。また、右側が二二八国家紀念館でございますけれども、こちらは二二八事件発生の背景を説明した後に、その事件の内容を解説するなど、ストーリーを重視した展示構成となっているところが非常に印象的でした。

以上、展示について特に印象に残った点を簡単に説明しましたけれども、台湾の視察を通じて、特に参考になると思ったものを、15ページに掲げております。

一つが、展示の考え方ということで、台湾におきましては、権威主義体制から民主主義への移行期正義という考え方で、過去の再検証に公文書が極めて重要であり、移行期正義の考え方を踏まえた展示によって、内にも外にも「台湾」の「歴史」と「現在」を発信していくという非常に明確な考え方の中で展示がなされているところが印象的でした。

もう一つが、展示の方法でございます。この展示物を見てもらうというよりも、取り上げたテーマについての理解を促すために必要なもの、パネル、モノ、写真、公文書などで展示を構成しており、公文書そのものの展示というよりは、公文書は展示の一つという位置づけであったことが言えるかと思えます。

以上、2つの点については特に参考にすべき点であると思いましたので、まとめて掲げさせていただきました。報告は以上になります。

○田中座長 ありがとうございます。

では、台湾視察に御参加いただきました川島委員から、御見解、御感想についてありましたらよろしくお願いたします。

○川島委員 ありがとうございます。

資料1-2表紙の、下から2行目の「近代史研究所」の「所」が抜けています。

3ページ、国家発展委員会檔案管理局は、行政院の下部組織ですが、下部組織であるがために、結果的に三級機関だとされているので命令権が弱い状態にあります。それもあって、ここにはあまり文書が各部局から移管されないという大問題がありました。その文書移管を何とか推進すべく、まずは現在の文書の保管庫が小さいので、それが拡張できる国家檔案館を設立しようというのです。「保管庫の拡張を目的とする」というのは、そのことです。

4ページ、檔案管理局の展示の特徴は、おっしゃるように文書そのものを使った展示は多くなかったのですが、この展示は主に檔案管理局のヒストリアンが行っていました。研究者が中において、その研究者が展示に大きな影響力を持っていることが特徴だったかと思います。3人ぐらいいたかかと思えますけれども、そのうちの1人が現在の企画展を行っていました。この方は、政治大学のドクターを取って檔案管理局に就職をした方でした、この展示は、彼の研究の内容なのです。

5ページ、②「新しい展示の考え方」についても、移行期正義のところ、この後の二二八事件のほうの説明は合っているのですが、※の移行期正義のところに「権威主義で行った人権侵害を政府が認めて謝罪する行為」ではなくて、人権侵害を政府が行ったことについて、その真相、事実解明を行って、事実解明に基づいて謝罪をし、補償をする行為が移行期正義ですから、事実解明と補償が抜けていることになります。

7ページ、国史館については、総統の文物、機関檔案とありますが、もともとは国史館が事実上の国家の文書館の機能を担っていたけれども、3ページで説明があった1999年の檔案法によって国家檔案管理局が代わる機能を果たすことになった結果、現在のようになっているのだという部分が抜けてしまっています。

8ページの企画展示は、一つ目の「台湾歴史上の選挙」というのは日本語が少し変ですが、つまり「台湾における歴史上の選挙」を扱っています。つまり、これ自体が極めて政治性が高い。もし仮に、次の政権が、すなわち来年の1月の選挙で国民党が勝った場合、この展示内容は全面的に変わると思われます。現在の展示では、「台湾における」となっていて、例えば、中華民国が中国にあった時代の選挙を展示せずに、日本統治時代の台湾の選挙を展示するわけです。中華民国が中国にあった時代を無視するわけですから、ある意味で政治的な判断に基づいた展示、明確に言えば現在の政権の歴史観を強く反映したものになっているのです。資料の2行目に「日本統治時代、戒嚴令」などとあるのは、それを強く反映したものです。

10ページ、1行目の「政府から引き継いだ」は、引き継いだわけではなくて、「移管された」ということです。現用文書になっていないものを外交檔案と経済檔案等々が移管をされたということになります。

13ページ、故宮博物院の「没入感を感じる映像」は、日本語はこれでいいのですか。左

下の写真、中国語が「沉浸（チェンジン）」ですから、中国語では、その風景の中に自分がいるようなという意味です。その空間の中に自分がいるような感覚という意味です。

14ページ、二二八国家紀念館の1行目の国民政府というのは、戦後に施行された中華民国憲法によれば、この政府の名前は否定されていますので、1947年2月28日の事件についてこの言葉を使うということは、そのときの憲法を認めないということになります。便宜的にこの言葉は使うことがあるのですが、公的な会議の場でこの言葉を使うということは、47年憲法を認めないというスタンスになりますので、「政府」などにしたほうが良いと思います。

15ページは、移行期正義でまとめられたのですが、私が述べてきたように、移行期正義でまとめているのは、今の民進党政権があるからであって、国民党政権になればこのようなことをするはずがない。つまり、国民党が二二八事件を起こしたわけで、それに対して現在の民進党政権が移行期正義を強調しているということです。だから、広い意味でいうと、その時々政権の意向を反映されやすい、反映しやすい展示になっているということなのだろうと思います。

ですから、まとめることに際して、広い意味で政権の影響を受けやすいということになるでしょうし、あるいは国史館や二二八国家紀念館のトップの考え方が反映されやすいということになるのではないのでしょうか。歴史の記憶や歴史事実の解明が社会や政治に直結している面があるということです。だからこそ、国内における歴史認識問題が極めて敏感な問題であり、歴史学者もそこに深く関与しているわけです。

だから、フランスの民主主義が安定しているかは別にして、民主化してから歴史が長いわけですが、台湾の場合にはあくまでも民主化してからまだ二十六年、長く取っても三十三年ですから、文書が民主化や政治や社会の分断と密接に関わり、そこにおける事実の解明や、そういう文書の役割には極めて敏感なのだというのが、この展示に対しても反映しているといえるのだと思います。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

今の御指摘のあった資料の点につきましては、事務方を含めて対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。私も台湾の視察に行きましたので、簡単に言います。原審議官から台湾のステージが日本に近いということで、今、川島委員から話があったように、非常に政治的なあるテーマでこういう文書館をつくる台湾と、それとは日本の立ち位置は違うのかと思いますが、アメリカ、イギリス、フランスと比べて、日本の立ち位置は、これから公文書をそもそもどうやって国民の認知を含めて広げていくかというので、新公文書館の大切さを改めて視察の報告を見て感じました。

細かいことですが、このデジタルの活用、人の目を引きつけるための展示の部分とシンボル性と2つの要素があって、それは常設展と企画展ということで代表されるのかもしませんが、企画展におけるイギリスやフランスはものすごく柔軟性というか、民間

の使い方や映画のコラボなど、我々の想像しにくいようなことまでやっていたので、その柔軟性があってもいいのかということは感じました。

もう一点は、台湾もそうでしたが、文物や立体物、川口委員からもありましたけれども、そのインパクトはとても強くて、文書だけ並べると皆さ一つと通ってしまうのが、モノがあると皆そこに引きつけられるということもある。また、台湾の二二八国家紀念館で思ったのは、人に焦点を当てる企画、このマリー・アントワネットもそうだと思うのですが、人に焦点を当てる企画は来館者の関心を呼ぶ可能性が非常に高いということを思いますので、日本の新国立公文書館もできれば企画展を含めて人にどうやって焦点を当てるのが大事なテーマになるのかということは思います。

それでは、自由意見に入りたいと思うのですが、井上委員、何か御意見がありましたらお願いします。

○井上委員 ありがとうございます。

皆様からの視察の御報告を伺いまして思いましたのは、公文書というのは、過去の客観的な事実の検証を可能にするという意味での「記録」という側面もございますし、もう一つは、国家、社会のコミュニティー、そして、個人の歴史観のようなものを形成する「記憶」の側面、感情や情動も含んだような側面の両面があるのかと思いました。昨今のアカデミアの研究では、政治学でも歴史学あるいはもう少し広い社会科学の領域に広げてみた場合でも、感情や価値を組み入れた研究が大きな意味ではトレンドの一つになっています。「記憶」としての公文書、記憶をつかさどる一つの要素としての公文書をどう見せていくのかということも、非常に重要な問題なのかと思いました。

今回の視察でいいますと、イギリス、フランスの御報告の中にも「感情に訴えかける」といったキーワードが出てまいりました。台湾は、感情に直接訴えかけるところもあって政治性のある展示を行う、台湾の立ち位置からしてそういうことになっているのだと思います。日本の場合、「記憶」の共有という観点で果たしてどういう展示であるべきなのかは、国内でも議論が生じるころだと思いますが、検討しなければいけないことだと思います。

同じような話なのですが、前回のカナダの視察の御報告のときに、DI&Eといいますか、多様性 (diversity) 、包摂性 (inclusion) 、公正性 (equity) という観点で展示を行っているということは記憶に残っています。本日、この後議論する「展示の基本構想」とも関係するのですが、基本構想の中のポイントの一つとして、「視点の多様性」を入れるべきだと思っています。様々な政治的な立場もあり、日本の現今の地政学的な状況もあって素朴な形で多様性は重要だねと言うだけで済まないことは重々承知しているのですが、女性の視点、アイヌの視点など、様々な形で多様な視点を反映した企画にすべきだろうと、今回各国の視察の報告を伺って考えておりました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

もしほかに御発言がありましたらお願いします。

川島委員、お願いします。

○川島委員 追加で2点あります。1点目は、まとめのところで、台湾の展示の場合には過去の政府がやってきた問題、すなわち、権威主義体制下での人権侵害などをつまびらかにすることをやっているということです。これはたとえ国民党政権ができて、程度の差こそあれ、大きくは変えられない部分でしょう。これは、その政権なり社会なりが、過去の歴史にしっかり向き合っているという表現をし、その問題の解決に取り組んでいるという表現なのだと思います。カナダのお話がありましたが、カナダでもかつて多様性をなくす方向の政策がとられたものの、今はそうではないということを主張しています。そういう過去への自分たちの反省や姿勢を示していること、今回の日本での展示でもそうした過去への反省やそれへの対処の姿勢を示せないかということ、これが1点目です。

2点目、私が台湾の場合は政治に近いと言い過ぎてしまったかもしれない、誤解を与えるかもしれないと思って、補足します。例えば政府がどうであろうと、故宮博物院の本館の古代の展示が大きく変わるということはないわけですね。殷や隋、唐の展示はなかなか変わりようがないわけです。だけれども、故宮博物院は南部に南館をつくって、そこで台湾のものを展示してバランスを取っているのです。それから、順益台湾原住民博物館の展示も何十年間も大きくは変わっていません。それから、10ページの中央研究院近代史研究所も変わりません。ですから、台湾で何事も政治的な状況に応じて変化する、というわけではありません。そういう政治的なものを拒否するというか、自分たちは変わらないよとやっているところももちろんあるのです。だけれども、公的資金が相当強く入って、ポリティカルアポインティーで採用されたトップが入るところだと変わりやすいということだと思います。変化しない部分があることを補足しておきたいと思います。

以上です。

○田中座長 ほかに意見はございますか。

なければ、続きまして、議題2「展示基本構想骨子の検討」に入ります。

骨子案については、内閣府から説明をお願いいたします。

○坂本課長 それでは、資料2について、基本構想骨子案とございますが、本検討会でこれまで御議論をいただいたものを骨子の形で整理をさせていただいております。

次回の検討会でも骨子案について御議論いただく時間をとっておりますので、かいつまんで御説明をさせていただきます。

表紙の裏、目次がついております。全体の構成でございますが、1として「新たな展示の基本的な考え方」としておまして、その中では(1)で「検討の背景・経緯」を述べて、(2)で「展示の目的」について3点を整理しております。(3)の「展示の基本方針」では、これまでの御議論を踏まえて3点の方針を示させていただいております。(4)では「展示の形態・資料・手法」について考え方を示しております。その上で、2でございますが、「展示の施設」として、(1)で館全体の施設の構成について述べて、(2)

で各室の具体的な構成を述べるという形で全体をまとめております。

まず、1 ページ、1 の基本的な考え方でございます。(1) の「検討の背景・経緯」のところでございますが、こちらは本検討会の前身に当たる調査検討会議の認識を整理した上で、過去の検討の蓄積を踏まえて、本検討会において展示の検討を行っていることを述べているところでございます。上から1 つ目のポツが公文書についての認識、2 つ目のポツが国立公文書館についての認識、3 つ目のポツが本検討会の検討対象である展示機能についての認識となり、過去の検討を踏まえて述べております。その上で、その下のポツでは、これまでの取りまとめで展示について述べている部分を引用してございまして、こうしたことを踏まえて、2 ページの(2) の1 つ上のポツでございますけれども、本検討会においては、新館における展示の目的や基本方針を整理し、また、国内や海外の公文書館等における事例も参考にしながら、取り入れるべき展示手法や展示施設の構成、各室の具体的な構成について、具体的かつ実務的な検討を実施していると、そういう位置付けについて記述をしております。

(2) が「展示の目的」でございます。3 点の目的について改めて整理をしております。1 つ目の「公文書の意義・重要性を伝える」という目的でございますが、民主主義の基盤、根幹を支える公文書そのものの意義・重要性について記述をしております。「公文書は民主主義の基盤を支え、国の適切な運営のために必要不可欠なものである。すなわち、国の政治・行政は記録や文書に基づいて適切に行われる必要があり、またこれらの活動が適正に検証され、評価されるためにも、公文書が作成・保存されていることが不可欠である。こうした公文書の重要性そのものに対する理解が深められる展示とすることが必要」であると述べております。その上で、この公文書の意義・重要性については、それを認識してもらえようなシンボルとなる公文書の展示等を通じて理解を図っていくということを記載をさせていただいております。

3 ページの②の「公文書を保存し、将来に残すことの意義・重要性を伝える」という目的でございます。先ほどの①公文書そのものの意義・重要性を伝える目的と表裏一体ではございますけれども、②は保存する手段、プロセスに焦点を当てた目的でございます。国立公文書館の役割などについて伝えることを含むものでございます。「公文書は国の活動や歴史的事実の記録であり、現在及び将来の国民への説明責任を果たすものである。公文書としての記録がなければ、国の取組が歴史に残らず、主張もできないこととなる。こうした公文書を保存し、将来に残すことの意義・重要性を伝える展示とすることが必要」であると述べております。展示の具体的な内容としては、公文書管理制度あるいは公文書館の役割、位置付け、業務などを示すものとし、また、国立公文書館以外にも様々な機関で公文書が保存・利用に供されていること、それから、アーキビストなどの専門職の役割を示すことなども必要であるとさせていただいております。

3 ページの一番下の3 つ目の「我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える」という目的でございますが、4 ページの一番上のポツでございますが、新たな国立公文書館は、国の三

権の機関に近い国会前庭という立地を踏まえ、国のかたちや国家の記憶を伝え、将来につながる「場」として機能することを目指すことが適当である、そして、我が国の歴史や成り立ち、国家としての意思決定の過程について理解を深められる内容とする必要があると記述しております。展示の内容としては、現在の国立公文書館における「日本のあゆみ」も参考に検討することが考えられますが、ただし、明治期以降を中心としつつも、江戸時代以前の文書も用いて、長い歴史の中でどのように我が国が成り立ってきたか、日本の国のかたちを示していくことが必要とさせていただいております。そして、特に歴史の展示においては、館が所蔵する資料の展示に加えて、他の施設からの借用資料や複製物等と組み合わせることで、我が国の歴史を分かりやすく伝えることが必要であると記載をさせていただいております。

(3)の「展示の基本方針」として、これまでの議論の中から3点を掲げさせていただいております。1点目は「こども・若者に分かりやすい展示」というものでございます。新館は立地の上で、今後小中高生の国会見学ルートに組み込まれることも予想されますので、こうした層を対象とした見学・学習ルートやプログラムをつくるなど、こども・若者にも分かりやすい展示、解説を行うことが必要であることから、このような方針を立てさせていただいております。

2点目の方針としまして、5ページでございますが、こちらは公文書館に限られた話ではないと思いますけれども、「全ての来館者に配慮した展示」が必要ではないかということを立てさせていただいております。具体的には、障害者や国外からの来館者など、多様な来館者に配慮した展示の工夫が必要であるとしております。

3点目の方針として「『関心』『理解』『学び』につながる展示」とさせていただいております。公文書や公文書館について必ずしも十分に知らない来館者に対しても、公文書に触れる感動や面白さなどを感じてもらい、それが我が国の歴史や政策の成り立ち等への関心、理解、学びへとつながる展示とすることが必要、展示にとどまらず学習につながっていくような展示が必要ではないかということでございます。そして、国内や海外の多数事例にもございましたが、文書の展示に加えて、映像・写真資料や関連物品、模型の展示、またデジタル技術等を用いた多角的な展示を行うことによって、来館者の興味関心を引いて、理解の広さ、深さにつなげることが必要ではないかということをご記述させていただいております。

次のページの(4)で、「展示の形態・資料・手法」についての考え方をまとめさせていただいております。まず「展示形態」でございますが、1つ目の「シンボル展示」は「日本国憲法など我が国の歩みを伝える上でシンボルとなる公文書の展示」、2つ目の「常設展示」は「公文書やそれを保存し将来に残す意義・重要性や、我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える常設的・総合的な展示」、3つ目の「企画展示」は「時々のテーマに対応し、多様な切り口から我が国の歴史・文化等を伝える展示」とさせていただいております。展示室ごとに特徴ある展示空間をつくることを検討するとしております。

「展示資料」についてでございますが、こちらは展示物そのものについての考え方でございます。まず、館が所蔵している資料に加えて、他機関の所蔵資料の借用資料や複製物も活用すること、また、文書に限らず、デジタル資料、映像、写真、物品などの資料も活用することを掲げております。それから、決定した文書だけではなく、それに至る意思決定過程の資料等も併せて示すことが重要であること、また、個々の資料の来歴を示すことも重要であることを記載させていただいております。

7ページは「展示手法」でございます。これは展示物のみならず解説や各室の展示の設備等も含めた手法についてでございます。1点目でございますが、文字による説明だけではなく、映像解説、音声解説、デジタルコンテンツ、ハンズオン、物品、模型などによって、公文書を多角的に展示、解説することが重要であるとしております。こうした展示手法については、どのような展示資料をどのような目的で展示するのかにより選択すべきものであることに留意が必要ということも書かせていただいております。それから、ケースによる展示にするのか、露出させるのか、あるいはデジタル展示にするのかなどの選択についても、資料の特性や展示のコンセプトを踏まえて行うとしております。4つ目のポツからは、デジタル技術についての記述でございます。デジタル技術については、記載のとおり多様な活用が考えられるとして、公文書の重要性や内容をより広く、深く伝えるための手段として積極的に活用していくことが適当であるとしております。他方で、デジタル技術は目的ではなく手段であり、展示ツールとしてふさわしい適切なものを利用することが必要であるとしております。そして、最後のポツにございますが、デジタル技術は日進月歩で、陳腐化も早く、維持・更新の負担が大きくなる可能性もあるため、最新のものを取り入れつつも、汎用性の高いものを活用していくことが適当とさせていただいております。

8ページの2が、展示の具体的な施設についてでございます。まず（1）が館全体の施設の構成でございます。1つ目のポツにございますが、施設は、シンボル展示室、常設展示室、企画展示室で構成する、また、展示室以外のスペースも活用するとしております。以降、様々な留意点を掲げておりますけれども、外国の例にも倣い、展示密度を抑え、スペースを大胆に使うことも考えられること、ゆとりを持たせた展示空間にして、休憩スペースも用意すること、そして、4つ目のポツにございますが、部屋の中央部分などに展示の概要を示して、そこから興味のあるゾーンに向かうことのできる動線も検討することが適当であることとしております。また、時の経過による陳腐化は避けられないため、常設展示を含め一定の期間が経過したら更新が必要になるという前提に立ち、柔軟な利用ができる空間設計とする必要であることも指摘をさせていただいております。下から2番目は、憲政記念館との関係でございますが、来館者が一つの施設として認識する可能性あるいは同時に訪問する可能性があることにも留意して、憲政記念館の見学と一体となった見学コースの検討や、保有資料の貸し借りなどにより、全体として魅力的な展示とする必要があるとさせていただいております。他方で、今後小中高生等の来館者が増えると思われま

けれども、立法と行政を区別し、それぞれの役割を認識する機会にもなると考えられますので、そうしたことを意識した展示、三権の役割の違いも踏まえた展示とすることが必要とさせていただきます。

9ページの(2)は、各室の具体的な構成でございます。まず①「シンボル展示室」につきましては、憲法等の象徴的な公文書を展示するとし、その上で、憲法等を保存する厳肅さに加えて、国立公文書館らしい印象に残る展示にしております。また、原本の展示については、保存の観点から、期間を限定して展示することとさせていただきます。

②「常設展示室」については、「プロローグ展示」、「基本展示」、「テーマ別展示」、「体験型展示」という4つの要素で構成しております。

展示室冒頭の「プロローグ展示」につきましては、公文書の重要性について展示をするというものでございますが、パネルや模型等を充実させて、公文書にはどのようなものがあるか、あるいは公文書管理制度、公文書館の役割・業務、アーキビストなどの専門職の役割などについて展示をしております。

続く「基本展示」の部分では、我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える展示を行うということでございますけれども、主に時系列によって資料を展示してはどうか、そして、前近代からも含めますけれども、ここでは主に近代以降を中心に展示を行うこととして、「日本のあゆみ」を参考に、時代を分けて展示してはどうかと記載をしております。また、各時代については、根幹となる政治的な動きを表す歴史公文書等を、原本や複製物あるいはデジタルコンテンツ、映像などを活用して展示をし、また、関連資料の展示等を通じて、時代背景や関連する主な出来事などについても理解を深められる内容としてはどうかということに記載しております。

「テーマ別展示」につきましては、国民生活や経済、産業、交通、教育、人権、外交などのテーマの中から特定のトピックを取り上げて、興味・関心に応じて関連資料等を自由に閲覧できる展示の構成としております。テーマについては、外国の事例にもございましたけれども、一般の意見を聴いて検討したり、あるいは一定期間ごとにテーマを入れ替えたりということも検討すべきとの趣旨を記載しております。11ページの一番上のポツにございますけれども、外交をテーマとする場合には、過去の戦争、植民地支配、その後の対話や和解の過程なども含めて、客観的な展示を行うことが適当と書かせていただいております。その上で、例えば、我が国が第二次世界大戦後に国際社会への復帰を果たす過程で、近隣諸国との対話や和解に取り組んできたことをトピックとして取り上げていくことも考えられるのではないかと記載させていただきます。

「体験型展示」でございますが、国の意思決定の過程を体感することができるような、例えば閣議室、記者会見場のようなスペースを置いたり、シアタールームを設けたり、あるいは来館者が自ら検索や調査できるようなスペースを置いたりしてはどうかということに記載しております。

③「企画展示室」につきましては、多様な切り口から我が国の歴史・文化等を伝えることを目的に、年数回のペースで様々なテーマの企画展示を行うこと、そして、企画展示では、憲政記念館、地方公文書館、海外公文書館、博物館などの機関からの借用資料や複製物等も活用して、またこれらと連携した企画を行うこととしております。こうしたことを通じて、外部諸機関との一層のネットワークづくりを図り、例えば、出張展示を行ったり、あるいは海外での特別展の企画等を行ったりすることによって連携を深めてはどうかといったことも指摘をしております。企画に当たっては、年齢層別などターゲットに特化した企画や、企画内容に合わせた学習機会の提供等に取り組んではどうかということも指摘をしております。

④「展示室以外のスペース」につきましては、「来館者用スペース」「体験支援室」がございませけれども、それぞれ工夫をして活用して、例えば、体験支援室については、体験プログラムや各種の学習に有効に活用してはどうかということを指摘しております。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

基本構想につきましては、次回もこの検討会で論議をしていきますので、各委員、もし御意見がありましたらお願いいたします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。

先ほど申しましたけれども、「展示の目的」あるいは「展示の基本方針」に、「視点の多様性」を入れていただけないかと考えております。テーマ別の展示の項などを見ますと、海外の諸国との対話や和解などもテーマに取り上げてはどうかという記載もございませ。しかし、それも含めた形で多様性、包摂性、そして、構成性を意識した展示にしていくということが大方針のどこかに入っているとよいのではないかと思います。

もう一点は、今回のハードの面の展示の施設をどうしますかということで2番目に来ていますけれども、ソフトの面も重要で、これを支える人材についてもこの資料の中に柱を立てて入れておくということがよろしいのではないかと感じました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

川島委員、お願いします。

○川島委員 ありがとうございます。

大変分かりやすいもので、全体の骨子も、1番目に考え方があって、2番目が施設で、考え方の中に「背景・経緯」と「目的」、「基本方針」、「形態・資料・手法」ということになっているのだと思うのです。だから、何のために、何を、どのように、どこでとなっているのだろうと思うのです。

ただ、内容的にややコンフューズ、というか混ざってしまっていると思うところがない

わけではありません。例えば10ページにある「テーマ別展示」というところです。これなどは、10ページから11ページは言わば展示の場所の話をしているはずなのですね。展示の場所、展示の施設の話をしているはずなのですが、実際は「何を」展示するのかという話をしてしまっているわけです。なぜ、何を、どのように展示するのかは前段階でやって、後ろのほうは空間の話をしているはずなのだけれども、空間の話のところ「何を」が入り込んでしまっている。だから、前半部分だけ読むと分からない内容のことが空間のところ書いてあるのではないのでしょうか。例えば10ページから11ページの「テーマ別展示」にあるように、「どのようなものを」については、前半の内容でまとめて記されているべきではないかと感じます。

また、例えば11ページの上のところに「外交をテーマとする場合には」と書いてあり、その外交を取り上げる場合の事例として戦争のことが書かれているのですが、その前の10ページの一番下で「展示室中央部分では」と場所のことが記されて、「例えば」として内容のことが書かれ、そこに「国民生活、経済、産業、交通、教育、人権、外交などのテーマの中から」と記されています。その次のところに「外交をテーマとする場合には、過去の戦争」と出てくるわけです。戦争は外交だけに関わっていて、国民生活には戦争が関係ないように記されています。これもまた疑問です。先ほど申し上げたように、文書館の展示では、個々の国々がそれぞれ自らの過去について、失敗や、過ちといったものを振り返って、乗り越えていく姿を示したりしていたわけです。アメリカの公文書館でも、過去の原住民、先住民、インディアン、彼らとどう向き合ったかという展示があるわけです。カナダも台湾も、それぞれに自らの過去に向き合ってきた歴史があり、それが展示されていたわけですが、今回いただいた資料だと、日本にとっての乗り越えられる過去の一つである戦争について、外交部分に限定されるような印象を受けるわけです。

「客観的な」という言葉も極めて難しい言葉で、歴史を客観的に書けるのならばあまり苦労はないのですが難しいのではないのでしょうか。こういう場合には「政府の従来 of 談話等に基づき」など書いてはどうでしょうか。村山談話と安倍談話がありますから、「等に基づき」などにしたほうがやりやすいように思います。以上です。

○田中座長 ほかはございますか。

伏木委員、お願いします。

○伏木委員 御説明ありがとうございました。

重複しない範囲でコメントいたします。基本的な考え方というところに経緯が書かれ、そして「展示の目的」というところに①、②、③が書かれていて、大変共感したというか、このように基本的なことを宣言して、この方向でぜひ実現できるように我々も協力していきたいと思っていました。とてもよく整理されたと思っています。

(3)の4ページの「展示の基本方針」の中に、最初に「こども・若者」と書いてありますけれども、その次の「全ての来館者に配慮した展示」というところもすごく大事だと思っていて、井上委員からの多様性や多角的という様々な視点でということも私も大賛

成なのですが、この②の全ての来館者、こういうことを具体的に実現するようなことを努力したいと思いました。

それから、7ページ以降に「展示手法」が書かれていますが、海外の公文書館も視察させていただきましたし、個人的には国内のいろいろな施設も見てきましたけれども、私が思うには、従来の在り方がこれから塗り替えられていくように思うのです。生成AIやバーチャルリアリティの技術など、今、私は研究のプロジェクトでVRゴーグルをつけて異空間に入ったかのようなことも過疎地などの教育改革でやっているのですが、信じられないようなバーチャルリアリティ体験が今、そこに来ています。新館ができるのは令和10年度ですね。そのときには、これまでの積み上げてきたことの延長でいいのかと考えてしまいます。イギリス、フランスの歴史性には本当に度肝を抜かれたのですが、ただ、これからの公文書館は、展示の在り方なども含めて、今までになかったことが実現できたり、今までのアーカイブの在り方を、少し新たなルールをつくったり、新たな技術が取り込まれる別の次元にフェーズが変わっていくのではないかと考えていて、そのビジョンを盛り込むことも、我々が意識していくことが大事です。

先ほどからアーキビストの養成や教員研修などと申しあげましたけれども、それはやればいいという意味ではなくて、今までもやっておられると思うのですが、やり方の発想が転換されないといけない、次のフェーズに行くという意味合いで申しあげています。教科書もこれから変わっていきます。学校のカリキュラムもきっと変わっていきます。GIGAスクール構想が着々と進行していますので、国会図書館への期待もこれから変わっていくと思うのです。国立公文書館をこれから建設する中で、そのイニシアチブを取れる一つになるような技術が導入されつつ、そして、政治権力にぶれない、海外からも魅力ある方針を、基本的な考え方を打ち立てたとおりに実現していくように工夫したいと改めて思いました。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

では、川口委員、お願いします。

○川口委員 皆さんの御指摘のことは全くそのとおりで思って、私も同意しています。

この中に大分いろいろ盛り込んでいただいていると思うのですが、公文書ということに寄って語られている感じがすごくしています。日本の歴史のことを語るのだという姿勢は書いていただいているのだけれども、記録によってしかそれは語れないのだということももうちょっと打ち出すといいように思います。つまり「客観的な」という御指摘もあったりする中で、何をどう語れるかは、結局この場では記録というか資料で語ることにできなくて、その記録が「正しい」というと、もちろんそんなわけではなくて、ある立場で書かれた記録はこうだし、ある立場で書かれた記録はこうですというのが残ってコレクションされてここに今あるので、そういうことをもうちょっと視点に入れていただけるとよい。だから、記録の扱いもどこかに入れていただけるといいのかなと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

私からも2点だけ短く言います。1点目は伏木委員の話にもありましたけれども、発展性、柔軟性といった要素はこれから令和10年度に開館するまでまだ大分あるので、そこを踏まえたような何らかの記述があったほうがいいのかということ。また、これは公文書館なので公文書なのですけれども、そうではない個人の資料や個人の日記、日本の歴史を語る上では政党、企業など、そういう資料がたくさんあって、そういったものをうまく取り込むような包摂性というのですか、広がりのある資料で日本の歴史を語れるようにしてほしいということ、ぜひ御検討いただければと思います。

私からは以上です。

伏木委員、どうぞ。

○伏木委員 1つだけ言い忘れました。国立公文書館の展示の中に、自分の住所に近い公文書館情報がわかるコーナーがあるとよいのではないかと。例えば、日本列島の地図に合わせて都道府県立の公文書館のホームページのトップページへ飛べるリンクを貼る、あるいは、都道府県ごとに公文書館の位置情報、住所がリスト化された表が出てくるなど。市区町村レベルまで網羅する必要はないかもしれませんが、将来的にはすべての公文書館のトップページに飛べるリンクが貼られるのが良いと思います。既にあるのでしたら無視してください。国立公文書館に見学に来た子どもたちが、自分の住む街の公文書館に興味関心を持ち、繋がっていくことを期待するための仕掛けとして必要ではないか。それをリクエストしたいと思いました。

○田中座長 承知しました。それは今後検討していきます。

では、議題3、内閣府から「その他」の点について御説明をお願いいたします。

○坂本課長 資料3に今後のスケジュールがございます。

本日は第10回検討会を開催しておりますが、年内にもう一度開催させていただきまして、展示基本構想の骨子案について引き続き御議論いただきたいと思っております。あわせて「イメージパス案の報告」とございますが、新館のイメージの絵をお示しして、委員の皆様にご覧いただき、こういう館になるといったイメージを持っていただきたいと考えておるところでございます。そして、年明けに1回開かせていただいて、可能であれば最終的な取りまとめをお願いしたいと考えております。

もう一点は令和6年度の公文書管理関係の予算の概算要求についてでございます。内閣府と国立公文書館の予算の概算要求について、展示を中心に御説明を差し上げ、御参考にしていただきたいと考えております。

来年度、総額68.5億円と、かなり大きな額を要求しております。

2に「主な内容」とございますが、大きな要求になっている要因としまして、まず(1)に「新たな国立公文書館施設の整備：37.5億円」とございますが、こちらは内閣府で要求しているハードの部分の予算でございます。新館の建設は、本年度に本体工事に着手をする予定で進めておりますけれども、来年度には工事が本格化してまいりますので、それが

34.6億円という大きな額となっております。あわせて、2つ目のポツに展示の関係で「新館展示設計」とございます。これは、本年度に本検討会で基本構想を取りまとめた後、それを基に政府で基本計画を策定し、さらにそれを基に来年度以降は展示の設計に入っておりますので、その予算要求をしておるものでございます。初年度は成果物がないということで0億円となっておりますけれども、3年で要求することを予定しております。

もう一つ、大きな要求となっている原因としまして、(3)が国立公文書館の要求でございますが、30億円を超える、シーリング枠を超えるような要求になっております。こちらについては、デジタル技術の活用に3.1億円、新館を見据えた特別展の実施に1.0億円、あるいは一番下でございますけれども、新館に向けた人員体制の強化のための定員22名増に1.6億円といった辺りが大きな額となっているものでございます。

○田中座長 補足がありましたら、鎌田館長、お願いします。

○鎌田館長 ありがとうございます。

国立公文書館の運営に必要な経費ということで30.1億円、20数パーセントの増額で、極めて異例だと思っておりますけれども、約5年後の新館の開館を見据えまして、その時点で万全の体制が整うように、最後に御指摘がありましたように、例えば5年間で人員を100人ぐらい増やしたいという目標のもと、来年度から徐々に体制整備を図っていくということで、大幅な増額をお願いしたところであります。

来年度に関していえば、今、御紹介もいただきましたけれども、展示学習との関係では、若い世代の方に御来館いただいて、資料に触れ、また、自ら活用していただくといったことを目指して、子供にもなじめる題材、教科書に登場する素材といったものを用いた子供向けのイベントの開催も来年度から試みていきたいと考えています。我が国の歴史を映像やクイズによって学習段階に応じて楽しく学ぶことのできる学習コンテンツの制作、こういったことも含めて、来年から着実に前進させていきたいと考えています。

このほかに、国民がいつでもどこからでもオンラインで利用請求ができて、膨大な資料から多様なニーズに合わせた利用が可能となるように、利用請求手続、利用提供サービス等のデジタル化対応のための調査検討経費も計上させていただきました。

各施策を着実に実施するための体制強化に必要な経費、こういったものを積み上げていきますと、30億円を超えるという非常に大きなものになりましたけれども、内閣府の御配慮で、概算要求としてはこういうことを要求することを認めていただきましたので、今後中身づくりに我々としても努力してまいりますし、先生方の御指導を賜ればと願っているところでございます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かございますか。なければ、本日の議題は以上となります。

次回の検討会につきましては、また事務局から御連絡させていただきます。

委員の皆様、今日は御参加いただきまして、ありがとうございました。